

破産手続開始申立書

〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

ふ り が な

申立人（債務者） ○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

（送達場所）

〒〇〇〇-〇〇〇〇 横浜市△△区△△町△丁目△番△号

申立代理人弁護士 △ △ △ △

（電 話） 0 4 5 - △ △ △ - △ △ △ △

（F A X） 0 4 5 - △ △ △ - △ △ △ ○

第1 申立ての趣旨

申立人（債務者）について、破産手続を開始するとの決定を求める。

第2 破産手続開始の原因となる事実

申立人（債務者）は、添付の債権者一覧表のとおり、債権者〇〇名に対し、金〇〇〇〇万〇〇〇〇円の債務を負担しているが、添付の財産目録及び報告書記載のとおり、債務超過又は支払不能の状態にある。

添付書類

委任状

商業登記簿謄本（又は登記事項証明書）

取締役会議議事録（又は取締役全員の同意書）

債権者一覧表

財産目録

決算報告書（2期分）（以下略）

疎明資料

甲第1号証（以下略）

平成17年1月1日

申立代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

横浜地方裁判所 ○〇支部 御中

① 債権者一覧表(統括表)

優先的破産債権、劣後的破産債権、約定劣後破産債権はそれぞれ他の破産債権と区分して記載すること。
担保権付き、保証人付き債権については備考欄にその旨を記載すること。

債務者：〇〇〇〇株式会社

番号	債権者名	〒	住所(送達場所)	TEL FAX	債権の種類	債権額(円)	備考
1	〇〇銀行(株)	000-0000	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03-0000-0000 03-0000-0001	借入金	230,976,554	別除権付き
2	〇〇建設(株)	000-0001	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03-0000-0000 03-0000-0002	手形債権	1,200,000	
3	(有)〇〇	000-0002	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03-0000-0000 03-0000-0003	買掛金	230,000	
4	〇〇リース(株)	000-0003	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03-0000-0000 03-0000-0004	リース債権	168,000	保証人：〇〇〇〇 〒 222-2222 横浜市〇区〇〇町 1-2-3
5	〇〇商事(株)	000-0005	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03-0000-0000 03-0000-0006	その他	800,000	滞納事務所賃料
6	〇〇〇〇〇	000-0004	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	03-0000-0000 03-0000-0005	労働債権	240,000	優先的破産債権
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

総債権者数(名)		負債総額(円)	233,614,554
----------	--	---------	-------------

② 借入金一覧表

優先的破産債権、劣後的破産債権、約定劣後破産債権はそれぞれ他の破産債権と区分して記載すること。
担保権付き、保証人付き債権については備考欄にその旨を記載すること。

債務者： ○○○株式会社

番号	債権者名	〒	住所（送達場所）	TEL FAX	借入年月日	借入金額	使 途	債権額（円）	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

借入金債権者数(名)		借入金債務小計(円)	0
------------	--	------------	---

③ 手形・小切手債権一覧表

優先的破産債権、劣後的破産債権、約定劣後破産債権はそれぞれ他の破産債権と区分して記載すること。
担保権付き、保証人付き債権については備考欄にその旨を記載すること。

債務者：〇〇〇〇株式会社

番号	債権者名	〒	住所（送達場所）	TEL FAX	手形小切手番号	裏書関係	支払期日	金額（円）	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

手形・小切手債権者数(名)		手形・小切手債務小計(円)	0
---------------	--	---------------	---

④ 買 掛 金 一 覧 表

優先的破産債権, 劣後的破産債権, 約定劣後破産債権はそれぞれ他の破産債権と区分して記載すること。
担保権付き, 保証人付き債権については備考欄にその旨を記載すること。

債務者: ○○○株式会社

番号	債権者名	〒	住所 (送達場所)	TEL FAX	金額 (円)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

買掛金債権者数(名)		買掛金債務小計 (円)	0
------------	--	----------------	---

⑤ リース債権一覧表

優先的破産債権, 劣後的破産債権, 約定劣後破産債権はそれぞれ他の破産債権と区分して記載すること。
担保権付き, 保証人付き債権については備考欄にその旨を記載すること。

債務者: ○○○○株式会社

番号	債権者名	〒	住所 (送達場所)	TEL FAX	リース物件	債権額 (円)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

リース債権者数(名)		リース債務小計(円)	0
------------	--	------------	---

⑥ 労働債権一覧表

債務者: ○○○○株式会社

番号	債権者名	〒	住所(送達場所)	TEL FAX	項目	月額給与 (円)	未払期間	債権額(円)	備考
1	○山○男	000-0000	横浜市○○区○○町1-2-3	045-222-0000	給与	280,000	H16.10~H16.12	840,000	
2	△川△子	000-0000	横浜市△△区△△町1-2-4	045-222-0001	退職金	230,000	-	1,200,000	H16.10退職
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

労働債権者数(名)		労働債務小計(円)	2,040,000
-----------	--	-----------	-----------

⑦ その他の債権者一覧表

優先的破産債権、劣後的破産債権、約定劣後破産債権はそれぞれ他の破産債権と区分して記載すること。
担保権付き、保証人付き債権については備考欄にその旨を記載すること。

債務者： ○○○○株式会社

番号	債権者名	〒	住所（送達場所）	TEL FAX	債権の種類	債権額（円）	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

その他の債権者数(名)		その他の債務小計(円)	0
-------------	--	-------------	---

⑧ 公租公課一覧表

①本税, ②延滞税・利子税, 延滞金, ③加算税・加算金を分けて記載すること。

担保権付き債権については備考欄にその旨を記載すること。

本税については納期限(法定納期限ではなく具体的納期限をいう)の古い順に記載する。

債務者: ○○○○株式会社

番号	所轄官庁	〒	所在地 (送達場所)	TEL FAX	税 目	納期限	債権額 (円)	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

租税債権者数(名)		租税債務小計(円)	0
-----------	--	-----------	---

① 財産目録(統括表)

債務者:

番号	科目	簿価 (円)	評価額(回収見込額) (円)	備考
1	現金	1,200,000	1,200,000	
2	預貯金	25,900,341	492,000	一部相殺見込み
3	受取手形・小切手	2,876,400	2,876,400	
4	売掛金	12,593,000	5,400,000	相殺主張が見込まれる
5	在庫商品	409,300	0	陳腐化のため無価値
6	貸付金	2,100,000	2,100,000	回収不能
7	不動産	20,000,000	0	オーバーローン
8	機械・工具類	1,000,000	0	陳腐化のため無価値
9	什器備品	298,620	0	陳腐化のため無価値
10	自動車	300,000	0	所有権留保
11	電話加入権	12,000	12,000	
12	有価証券	30,000	30,000	
13	保証金・敷金	1,000,000	400,000	原状回復費用控除
14	保険解約返戻金	230,000	230,000	
資産総合計		67,949,661	12,740,400	

② 預貯金目録

債務者:

番号	金融機関・支店名	預貯金種類	口座番号	残高 (円)	回収見込額 (円)	備 考
1	A銀行〇〇支店	普通	1234567	1,200,000	0	相殺予定
2	B銀行〇〇支店	当座	987654	492,000	492,000	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
預貯金合計 (円)				1,692,000	492,000	

③ 受取手形・小切手目録

債務者:

番号	振出人名	〒	住所	TEL FAX	手形小切手番号	裏書人	支払期日	金額 (円)	回収見込額 (円)	備 考
1	(株)〇〇	000-0000	横浜市〇区〇町1-2-3	045-000-0000 045-000-0001	FA00001		H17.3.5	1,200,000	0	振出人倒産
2	〇〇(株)	000-0001	横浜市〇区〇町1-2-4	045-000-0000 045-000-0002	AD234567	第1裏書 日商事	H17.4.30	500,000	500,000	
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
受取手形・小切手 合計 (円)								1,700,000	500,000	

④ 売掛金目録

債務者:

番号	相手方氏名又は会社名	〒	住所	TEL FAX	金額 (円)	回収見込額 (円)	備 考
1	(株)〇〇	000-0000	横浜市〇区〇町1-2-3	045-000-0000 045-000-0001	1,200,000	0	相殺主張あり
2	〇〇(株)	000-0001	横浜市〇区〇町1-2-4	045-000-0000 045-000-0002	500,000	500,000	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
売掛金 合計 (円)					1,700,000	500,000	

⑤ 在庫商品目録

債務者:

番号	品名	個数	所在場所	簿価 (円)	評価額 (円)	備 考
1	〇〇〇〇	36	本社倉庫	300,000	0	長期売残り
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
在庫商品 合計 (円)				300,000	0	

⑥ 貸付金目録

債務者:

番号	相手方氏名又は会社名	〒	住所	TEL FAX	金額 (円)	回収見込額 (円)	備 考
1	(株)〇〇	000-0000	横浜市〇区〇町1-2-3	045-000-0000 045-000-0001	1,200,000	0	相殺主張あり
2	〇〇(株)	000-0001	横浜市〇区〇町1-2-4	045-000-0000 045-000-0002	500,000	500,000	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
貸付金 合計 (円)					1,700,000	500,000	

⑦ 不 動 産 目 録

債務者:

番号	種類	所在地	地番又は 家屋番号	簿価 (円)	評価額 (円)	備 考
1	土地	横浜市〇区〇町1丁目	100番	12,000,000	0	1.5倍のオーバーローン
2	建物	横浜市〇区〇町1丁目	100番1	5,000,000	0	同上
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
不動産 合計 (円)				17,000,000	0	

⑧ 機 械 ・ 工 具 類 目 録

債務者:

番号	品名	個数	所在場所	簿価 (円)	評価額 (円)	備 考
1	〇〇〇〇	1	本社倉庫	300,000	0	陳腐化
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
機械・工具類 合計 (円)				300,000	0	

⑨ 什 器 備 品 目 録

債務者:

番号	品名	個数	所在場所	簿価 (円)	評価額 (円)	備 考
1	〇〇〇〇	1	本社倉庫	300,000	0	陳腐化
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
什器備品 合計 (円)				300,000	0	

⑩ 自動車目録

債務者:

番号	車名	年式	登録番号	簿価 (円)	評価額 (円)	保管場所	所有権留保の有無	備考
1	日産ブルーバード	H9年式	横浜30ほ0000	300,000	0	本社	有	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
自動車 合計 (円)				300,000	0			

⑪ 電話加入権目録

債務者:

番号	電話番号	所在場所	簿価 (円)	評価額 (円)	備 考
1			300,000	0	電話料金滞納
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
電話加入権 合計 (円)			300,000	0	

⑫ 有 価 証 券 目 録

債務者:

番号	財産の内容 (ゴルフ会員権・株式・ 出資証券等)	数量	証券番号	簿価 (円)	評価額 (円)	備 考
1	ゴルフ会員権・〇〇カン トリークラブ	1	00000	300,000	50,000	民事再生手続中
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
有価証券 合計 (円)				300,000	50,000	

⑬ 保証金・敷金目録

債務者:

番号	賃借物件	簿価 (円)	評価額 (円)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
保証金・敷金 合計 (円)		0	0	

⑭ 保 険 目 録

債務者：

番号	保険会社	保険種類	証券番号	簿価 (円)	評価額 (円)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
保 険 合 計 (円)				0	0	

⑮ その他の財産目録

債務者:

番号	科目	簿価 (円)	評価額 (円)	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
	その他の財産 合計 (円)	0	0	

⑩ 最終の決算書に記載されており、かつ申立書の財産目録に記載のない財産の処分状況一覧表

債務者:

番号	科目	処分の日	簿価（円）	処分価額（円）	処分代金の使途
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

賃借・リース物件等一覧表

債務者:

番号	債権者名	賃借・リース物件	所在地	明渡・引渡状況
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

報 告 書

平成17年1月1日

横浜地方裁判所 ○○支部 御中

申立代理人 ○ ○ ○ ○ 印

第1 申立人（債務者）の概況

1 会社の事業目的

(1) (登記簿上の目的)

(2) (実際の営業の具体的内容)

2 会社の沿革

3 会社の資本

4 会社の役員の構成

5 会社の株主の構成

(同族経営などの特徴を記載する)

6 工場，営業所等の施設

(所在地，規模，作業内容などを記載する。)

7 従業員

(従業員数など)

8 労働組合等

(労働組合の有無，名称，主たる事務所の所在地，組合員の数，代表者の氏名，上部団体との関係等を記載する。組合はないが，従業員の過半数を代表する者があるときは，当該者の氏名，住所を記載する。)

9 事業監督官庁
(名称, 所在地を記載する。)

第2 業務の状況

1 主要営業種目

2 取引先

(1) 仕入先

(2) 納入先

(3) 取引銀行

第3 子会社・関連会社の概況

第4 破産手続開始の原因となる事実が生ずるに至った事情

(事業が不振に陥った経緯, 債務が増大した原因などを記載する)

第5 破産原因の存在

(手形不渡り, 銀行取引停止処分, 閉店, 逃亡等の支払停止の状況, 債務超過の事実を具体的に記載する。)

第6 収入及び支出の状況 (粉飾決算等がある場合はその内容も記載する。)

第7 資産及び負債の状況

(決算書類の勘定科目の明細に基づいて作成する。資産は, 帳簿価額と処分価額(時価)を記載する。負債は, 財団債権, 優先的破産債権, 一般破産債権, 別除権付破産債権に分けて記載する。粉飾決算等がある場合はその内容も記載する。)

第8 申立時の状況

- 1 事業継続の有無，仕掛工事等の有無
- 2 従業員の処遇
(解雇の有無，退職金の支払の有無，離職票発行の有無，労働者健康福祉機構の貸金立替払手続の要否，労働組合の動向等を記載する)
- 3 負債整理の状況
(任意整理の状況，債権者集会の有無)
- 4 資産処分の状況
(資産の保全の状況，帳簿・印鑑等の保管状況，債権者による抜け駆け行為，否認権対象行為の有無等を記載する)
- 5 賃借物件・リース物件の状況（明渡し・引渡しを済ませているか否か）
- 6 申立会社の財産に関してされている他の手続又は処分申立会社に知れているもの
(仮差押え，仮処分，競売，訴訟など)
- 7 申立会社について現に係属する破産事件，再生事件又は更生事件
- 8 関連会社又は関係者に関する破産事件，再生事件又は更生事件
- 9 申立会社についてされている外国倒産処理手続

第9 破産管財人が処理すべき事項

(申立代理人の立場から，破産管財人による処理を有すると考えられる事項)

を記載する。緊急に処理すべき事項についてはその旨も記載する。)

以上

法人破産事件添付資料等一覧

(注) 下線を引いたものは添付が必須である。

1 全般

① 収入印紙

- 自己破産, 準自己破産 1,000 円
- 債権者申立て 20,000 円

② 郵便切手

- 通常の事件
80 円×10 組, 10 円×10 組 計 900 円分
- 大規模事件, 債権者申立事件
1,040 円×5 組, 430 円×10 組, 80 円×50 組, 10 円×10 組
計 13,600 円分

③ 裁判所予納金

- 通常の事件 官報公告費用 12,830 円
- 大規模事件, 債権者申立事件 裁判所の定めた金額

④ 委任状

⑤ 商業登記簿謄本 又は 登記事項証明書

⑥ 取締役会議事録 又は 取締役全員の同意書

⑦ 決算報告書写し (直近 2 期分)

⑧ 債権者・保証人送付用宛名入り封筒 (タックシール使用可。80 円切手貼付。租税等債権者を含む。)

⑨ 代理人事務所送付用宛名入り封筒 2 通 (タックシール使用可。80 円切手貼付)

⑩ 債務者 (売掛先等) 送付用宛名入り封筒 (タックシール使用可)

⑪ 申立書・疎明資料の副本 1 組

2 債権者一覧表関係

① 債権者一覧表 (統括表)

(債権者名, 郵便番号, 住所 (送達場所), 電話・FAX 番号, 債権の種類, 債権額, 保証人・担保権の有無を記載する。)

② 借入金一覧表

③ 手形・小切手債権一覧表

④ 買掛金一覧表

⑤ リース債権一覧表

⑥ 労働債権一覧表

⑦ その他の債権一覧表

⑧ 公租公課一覧表 (所轄官庁名, 郵便番号, 所在地 (送達場所), 電話・FAX 番号, 税目, 納期限, 滞納金額, 担保権の有無, 差押等の有無を記載する。)

3 財産目録関係

① 財産目録 (統括表) (科目, 簿価, 評価額 (回収見込額), その他参考事項等を記載する。)

- ② 預貯金目録
- ③ 受取手形・小切手目録
- ④ 売掛金目録
- ⑤ 在庫商品目録
- ⑥ 貸付金目録
- ⑦ 不動産目録
- ⑧ 機械・工具類目録
- ⑨ 什器備品目録
- ⑩ 自動車目録
- ⑪ 電話加入権目録
- ⑫ 有価証券目録
- ⑬ 保証金・敷金目録
- ⑭ 保険目録
- ⑮ その他の財産目録
- ⑯ 最終の決算書に記載されており、かつ申立書の財産目録に記載のない財産の処分
状況一覧表

4 賃借・リース物件等一覧表

5 疎明資料関係

- ① 預貯金通帳写し
- ② (不動産を所有している場合) 不動産登記簿謄本
- ③ (同上) 固定資産評価証明書
- ④ (同上) 別除権残高証明書
- ⑤ (同上) 見積書(2社分) 又は 競売の評価書
- ⑥ (自動車を所有している場合) 自動車登録証 又は 車検証写し
- ⑦ (同上) 査定書
- ⑧ (有価証券を持っている場合) 有価証券写し
- ⑨ (保険をかけている場合) 保険証書写し
- ⑩ (同上) 解約返戻金計算書
- ⑪ その他の財産に関する資料
- ⑫ 財産の処分に関する資料
- ⑬ (賃借物件がある場合) 賃貸借契約書写し
- ⑭ (リース物件がある場合) リース契約書写し
- ⑮ 訴訟関係書類

書式 3-4 【取締役会議事録】

取締役会議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日午後 5 時から 7 時まで本社において取締役会を開催した。

取締役総数 3 名

出席取締役総数 3 名

上記のとおり取締役の出席があったので、代表取締役△△ △が選ばれて議長となり、下記議案を附議した。

議 案

破産手続開始申立の件

議長より、現在、悪化を続ける経営状況のもと、今後このままの状態にては経営を維持することが困難であるため、弁護士に委任して破産手続開始申立の必要がある旨の提案があり、一同これを承認した。

以上により、本日の議事を終了した。

以上の議事及び決議の結果を明らかにするため、出席者全員次に記名押印する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(住所) 〇〇件〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇番〇号

(会社名) 株式会社〇〇〇〇

議長兼代表取締役 △△ △ 印

出席取締役 ▼▼▼▼ 印

出席取締役 ◇◇◇◇ 印

申立代理人の方へ（管財手続について）（平成17. 1. 1）

横浜地方裁判所第3民事部管財係

1 管財手続の対象となる破産事件

(1) 法人の場合

法人の自己破産申立事件については、財産を有しない場合でも、全件、管財事件とし、同時廃止の処理はしません。

(2) 個人の場合

個人の自己破産申立事件については、次の場合に管財事件として処理します。

- ① 申立人が20万円を超える資産を有している場合
- ② 申立人が20万円を超える資産を有していないが、
 - i 管財人による資産調査が必要とされる場合（法人の代表者、自営業者、負債額が5,000万円を超える場合など）、
 - ii 否認権や不当利得返還請求権の行使によって財団を確保できる可能性がある場合、
 - iii 免責不許可事由の存在が認められ、裁量免責の相当性について管財人の調査が必要である場合、など、自由財産等から最低20万円を用意して管財手続で処理するのが相当と認められる場合

2 予納金等

(1) 裁判所予納金（官報公告費用）

- ① 法人の場合 1万2,830円
個人の場合 1万3,450円

② 裁判所予納金は、破産手続開始決定時までには納付してください。

裁判所予納金は、最寄りの銀行等から裁判所の銀行口座に振り込む方法で納付することができます。この方法を希望する場合には、振込依頼書をお渡ししますので、御連絡ください。裁判所の出納課（当庁12階）で納付する場合には、なるべく釣り銭のないように用意してください。

(2) 引継予納金

- ① 最低20万円（例えば、個人事件が夫婦が一緒に申立てをする場合や、いわゆる法人併存型事件の場合などのように、同時に数件の申立てをするときでも、全体で20万円）。ただし、大規模の破産事件など、管財業務に困難を伴う事件の場合には、必要に応じて20万円を超えて予納していただくこともあります。
- ② 引継予納金は、分割予納も認めますが、第1回債権者集会期日の1週間前までに、破産管財人名義の口座に振り込む方法により予納してください。
- ③ 引継予納金は、現金で引き継ぐのを原則としますが、預金や保険解約返戻金などの現金と同視できる換価容易な財産が20万円以上ある場合には、これを引継予納金に充てることもできますので、この場合には裁判所に御相談ください。

(3) 郵券

900円（80円×10組、10円×10組）

上記郵券のほかに、申立代理人、債権者、債務者、保証人の宛名を記載した封筒（長3）に80円切手を貼付して提出してください。

なお、租税等の請求権についてその一部が破産債権とされたことに伴い、上記債権者には、その管轄官庁も含まれますので、注意してください。

3 申立てから手続開始決定までの手続

- (1) 受付係において管財手続相当であると判断した事件については、直ちに管財係に配てんされます。

受付係において、早期面接係に配てんされ、面接の結果、管財手続相当であると判断された場合には、申立代理人の了解を得た上、管財係に配てん替えされる場合があります。

- (2) 手続開始決定は、原則として無審問で行いますが、事案によって審問を経て行う場合があります。審問を行う場合には、書記官からその旨、本人同行の可否等を連絡し、期日の打合せをさせていただきます。

- (3) 財産状況報告集会、債権調査期日、廃止に関する意見聴取のための債権者集会、任務終了による計算報告集会、免責審尋期日（個人事件のみ）を同一日時で開催します。ただし、手続開始決定時点で、異時廃止が見込まれる事件については、債権調査期日を指定しないことがあります。

これらの期日は、原則として、法人事件の場合には手続開始決定の約3か月後、個人事件の場合には同決定の約2か月後に開催します。

- (4) 管財手続相当と判断した場合には、裁判所において管財人候補者を選任し、書記官と手続開始決定の予定日時、第1回債権者集会等の期日の打合せをさせていただきます。

- (5) 第1回債権者集会等の期日の打合せが終わったら、手続開始決定を行います。手続開始決定については、裁判所における面前での告知はしません。手続開始決定正本等は、開始決定後直ちに、普通郵便で送付します。

- (6) 手続開始決定正本等が郵送されてきたら、直ちに管財人と連絡を取り合って、申立書副本及び疎明資料の写しを直送してください。この際、管財人との打合時期・方法、引継予納金の納付時期・方法などを確認してください。

- (7) 申立代理人は、代理人自らが必ず破産管財人と打合せをしてください。打合せには、破産者本人も同行してください。打合せの場所は、適宜の場所がかまいません。法人事件の場合には、この打合せに先立ち、【別紙1 打合せ補充メモ】を管財人に送付してください。

4 破産財団に属する財産の換価

- (1) 法人事件の場合

法人事件の場合には、破産財団に属するすべての財産が換価の対象となります。

- (2) 個人事件の場合

個人事件の場合には、次の基準によります。

ア 換価等をしない財産

- (ア) 以下の財産については、原則として、破産手続における換価又は取立て（以下「換価等」という。）をしない。
- ① 99万円に満つるまでの現金
 - ② 残高が20万円以下の預貯金
(預貯金が数口ある場合において、その総額が20万円を超えるときは、すべての預貯金が換価の対象となる。)
 - ③ 見込み額が20万円以下の保険契約解約返戻金
(保険が数本ある場合において、解約返戻金の総額が20万円を超えるときは、すべての解約返戻金が換価の対象となる。)
 - ④ 処分見込価格が20万円以下の自動車
(減価償却期間(普通乗用車6年、軽自動車・商用車4年)を経過している場合は、無価値として扱う。)
 - ⑤ 居住用家屋の敷金債権
 - ⑥ 電話加入権(複数本ある場合でも換価を要しない)
 - ⑦ 支払見込額の8分の1相当額が20万円以下である退職金債権
(破産者が開始決定後終結前に現実に退職した場合は、開始決定時点での退職金相当額の4分の1相当額が20万円以下である退職金債権)
 - ⑧ 支払見込額の8分の1相当額が20万円を超える退職金債権の8分の7
(破産者が開始決定後終結前に現実に退職した場合は、開始決定時点での退職金相当額の4分の1相当額が20万円を超える退職金債権の4分の3)
 - ⑨ 家財道具
 - ⑩ 差押えを禁止されている動産又は債権
- (イ) 上記(ア)により換価等をしない場合には、その範囲内で自由財産の拡張の裁判(34条4項)があったものとして扱う(いわば、黙示の拡張決定があったものとして扱う。)
- (ウ) 破産者が開始決定当時に現金の形で財産を保有している場合でも、それが実質的危機時期(破産申立依頼、支払停止等)以降に、預金や保険を解約したり、自動車等の財産を売却するなどして得られたものである場合には、換価の要否の判断に際しては現金としては取り扱わず、解約・売却等以前の状態を前提に判断する。したがって、解約・売却等以前の状態においてその価額が20万円を超えていた場合は、価額相当額の現金を財団に拠出させる。

イ 換価等をする財産

- (ア) 破産者が上記ア(ア)の①から⑩までに規定する財産以外の財産を有する場合には、当該財産については、換価等を行う。ただし、破産者から換価をしないでもらいたい旨の要望があり、管財人がこれを相当と認めるときは、換価等をしないものとすることができる。

管財人は、負債額や破産者の生活状況等を考慮の上、相当と判断するときは、換価等をしないものとして差し支えない。ただし、以下のような場合は、換価不要とするのは相当でなく、換価等を行うのが相当である。

- ・ 破産者の世帯収入が継続的に又は反復して一定水準以上を維持する見込みがあり、毎月の家計収支においてある程度の余剰が生じている、又は(浪費等を改善することによって)ある程度の余剰が生じることが見込まれる場合
- ・ 当該財産が破産者の経済的更生に必要とはいえない場合

なお、現金と同様に流動性のある預貯金に関しては、破産者の生活上必要なものについては現金に準じて取り扱うことも考えられる。また、退職金債権の8分の1の回収については、上記の事情のほか、回収に要する期間の長短も、回収の要否及び回収の範囲を判断する際の重要な要素となる。

(イ) 上記(ア) ただし書により換価等をしない場合には、その範囲内で自由財産拡張の裁判があったものとして扱う（いわば、黙示の拡張決定があったものとして扱う。）。

ウ 換価等により得られた金銭の破産者への返還

(ア) 破産者からの要望があり、かつ、管財人がこれを相当と認めるときは、換価等により得られた金銭から管財人報酬及び換価費用を控除した額の一部を、破産者に返還することができる。ただし、99万円から上記ア、イにより換価等をしなかったものの価額の合計額を控除した額を限度とする。

例： 換価等により得られた金銭から管財人報酬及び換価費用を控除した額が100万円ある場合において、換価等をしなかったものの価額の合計額が40万円のときは、管財人は、右100万円の中から59万円（＝99万円－40万円）を限度として破産者に返還することができる。

(イ) 上記(ア) により破産者に返還された金銭に係る財産については、自由財産拡張の裁判があったものとして取り扱う（いわば、黙示の拡張決定があったものとして扱う。）。

エ この基準によることが不相当な事案への対処

この基準によることが不相当と考えられる事案については、管財人の意見を聴いた上、この基準と異なった取扱いをするものとする。

5 自由財産拡張の裁判

換価の対象とするか否かについては、必要に応じて管財人との打合せにおいて協議してください。協議が整わないときは、自由財産拡張の裁判の申立て（34条4項）をしてください。この申立ては、法文上、手続開始決定確定日以降1か月を経過するまでと時期的制約がありますが、当庁では、黙示の延伸決定（13条、民訴法96条）があったものとみなし、破産手続が終了するまでは申立をすることができるものと取り扱っています。

6 新たに知れたる債権者

手続開始決定後に新たに破産債権者が判明した場合には、破産管財人に報告してください。破産管財人から知れたる債権者に手続開始を通知します。また、通知書が返戻されてきた場合には、その旨を裁判所からお知らせしますので、調査の上、管財人に連絡してください（裁判所へは管財人から連絡されるので、報告等は不要です。）。

7 第1回債権者集会等

第1回債権者集会等の期日では、財産状況報告集会を実施し、配当事案の場合には債権調査期日を、異時廃止となる場合には廃止集会及び任務終了報告集会を実施し、個人事件の場合には併せて免責審尋期日も実施します。

破産財団に属する財産の換価未了、破産財団に関する調査未了、債権調査未了等の場合、配当手続を実施する場合には、債権者集会期日を続行します。

8 免責手続について

(1) 免責審尋期日は、全件実施します。同期日は、第1回債権者集会期日と同一日時に指定し、債権者集会期日を続行する場合にも、免責審尋期日は、原則として、終了します。当日には、破産者本人を必ず同行してください。

(2) 免責についての意見申述期間は、第1回債権者集会期日の前日までとします。ただし、同期間後に述べられた意見であっても、免責の判断に必要と認める場合には、これを考慮して、免責の判断を行います。

(3) 免責決定は、原則として、破産終結・廃止決定と併せて行います。

9 その他

申立代理人と破産管財人との間で、見解の不一致が生じた場合等において、裁判所の見解を確認する必要がある場合には、【別紙2 申立代理人連絡書】に問題点及び御意見を記載し、その副本を破産管財人に直送した上、管財係にファクシミリで送信してください。

平成 年 月 日

破産会社 _____
平成 年 (フ) 第 号

申立代理人

打合せ補充メモ

※ このメモは、法人の破産管財事件について、破産管財人との打合せの際に使用する も
のです。 打合せの前に破産管財人に送付してください。

第1 引継予納金等

- 1 金 額 20万円 その他の引継現金 円
2 支払方法 一括 (打合せ時 月ころ) 分割 (月～ 月)

第2 すべて破産申立資料 (副本) のとおりです。

以下の点を補足します。 ※補足箇所冒頭の□内にチェックしてください。

1 代表者

- (1) 現住所
- (2) 連絡がとれる電話番号 () 携帯電話 ()
- (3) 現在の勤務先 正社員 アルバイト等 給与月額約 円
名 称
住 所
電話番号
- (4) 代表者自身の破産申立て
 申立済み (平成 年 (フ) 第 号)
 申立予定 (月 日ころ)
 申立ての予定なし (理由:)

2 破産会社の営業状態

- (1) 営業内容 (例: ○○電設の下請けとして高架線工事を行う。)
- (2) 営業時期
 営業中 営業廃止 (平成 年 月ころ)
- (3) 従業員
 全員解雇済み (解雇日: 平成 年 月 日)
 雇用中 (正社員 名・アルバイト等 名)

3 資産（不動産以外）

- (1) 自動車 なし あり（ 台）
- (2) 在庫商品・原材料その他の動産 換価可能 換価不能
 - 所在：
 - 種類及び数量：

4 不動産（会社事務所，営業所，倉庫，工場など）

- (1) 不動産はない（理由：競売 賃貸借契約解除 その他（ ））。
- (2) 不動産あり。

①名称，②所在，③用途，④所有又は賃借の別及び名義人，⑤現在の占有状況，
⑥抵当権，⑦評価額

例1 物件1

- ①〇〇会社本社ビル
- ②〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇 〇〇ビル〇階
- ③本社事務所 ④賃借（破産会社）
- ⑤鍵は申立代理人が保管。営業を停止したため無人である。

例2 物件2

- ①〇〇倉庫 ②〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 ③倉庫（在庫商品保管）
- ④所有（代表者）
- ⑤鍵は債権者〇〇が所持していると思われる。不法占拠者有り。

5 訴訟

- (1) 係属中の訴訟はない（理由：取り下げ その他（ ））。
- (2) 係属中の訴訟あり。

①裁判所（係属部），②事件番号，③事件名，④当事者名，⑤次回期日
⑥その他

※ 破産管財人との打合せの際には，可能な限り，以下の資料もお持ち下さい。

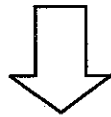
- 決算書類（過去3期・付属明細書付き），税務申告書控え
- 通帳・有価証券・手形の原本
- 代表者印・銀行印
- 自動車の車検証・鍵
- 訴訟関係書類

◆◆事前相談実施中◆◆

横浜地方裁判所第3民事部破産係

当庁破産係では、既に破産申立てをすることが決まっている案件について、代理人弁護士との間で電話又は口頭での事前相談を実施していましたが、近時の破産申立事件の状況を踏まえ、再度、事前相談についてご案内することになりました。

代理人弁護士により横浜地裁本庁破産係へ破産申立てをすることが既に決まっている法人で、下記事例のいずれかに該当するような場合は、事前に相談してください。



事 例

- ・ 債権者100名を超える法人
- ・ 事業継続中で、従業員が20名程度を超える法人
- ・ 早急に開始を要する（財産の保全、早急な換価を要する）法人
具体例：事業継続中で、建設途中の物件が数か所ある建築会社など

《 連 絡 先 》

横浜地方裁判所第3民事部破産管財係

電話番号（代 表） 045-201-9631

（内 線） 2331・2329